

地方公共団体情報システム
データ要件・連携要件
標準仕様書
【第1.0版】

令和4年（2022年）8月

デジタル庁

目次

第1章 データ要件・連携要件の標準について	2
1.1 データ要件・連携要件の標準とは	2
1.2 データ要件・連携要件の標準の対象範囲	3
第2章 データ要件の標準について	6
2.1 データ要件の標準について	6
2.2 データリスト	7
2.2.1 基本データリスト	7
2.2.2 共用データリスト	12
2.3 文字要件	13
2.4 データモデル (ER 図)	16
第3章 連携要件の標準について	17
3.1 連携要件の標準について	17
3.2 機能別連携仕様	18
3.3 独自施策システム等連携仕様	21
3.4 連携技術仕様	22
第4章 データ要件・連携要件の標準の運用について	23
4.1 適合確認について	23
4.1.1 適合確認の流れ	23
4.1.2 データ要件の適合確認	24
4.1.3 連携要件の適合確認	24
4.2 維持運用について	25

第1章 データ要件・連携要件の標準について

1.1 データ要件・連携要件の標準とは

(1) 標準化法における位置づけ

本仕様書は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）（以下「標準化法」という。）第7条第1項に規定する「共通する基準」のうち、標準化法第5条第2項第3号イ（電磁的記録において用いられる用語及び符号の相互運用性の確保その他の地方公共団体情報システムに係る互換性の確保に係る事項）に関するものについて規定するものである。

(2) データ要件の標準

データ要件の標準とは、機能標準化基準（地方公共団体情報システム標準化基本方針（以下「基本方針」という。）3.3.1に規定する機能標準化基準をいい、当該機能標準化基準に基づき作成する標準仕様書を含む。以下同じ。）を実現するために必要なデータのレイアウト（データ項目名、型、桁数等の属性を定義したもの）の標準である。

ただし、システム制御やシステム運用に必要なデータ項目は、標準準拠システム（基本方針2.1に規定する標準準拠システムをいう。以下同じ。）のプログラムの構造に係るものであり、標準準拠システムを提供する事業者の競争領域に係わるものであることから、データ要件の標準の対象とはしない。

標準準拠システムは、当該システムが保有するデータを、データ要件の標準に定めるとおり、任意のタイミングで入出力することができるようにしなければならない。

ただし、標準準拠システムのデータベースの構造その他の実装方法については、標準準拠システムを提供する事業者の競争領域とし、必ずしも、データ要件の標準に定めるとおりとする必要はない。

(3) 連携要件の標準

連携要件の標準とは、各標準準拠システムが機能標準化基準を実現することができるよう、かつ、標準準拠システム以外のシステムと円滑なデータ連携を行うことができるよう、標準準拠システムから、他の標準準拠システム及び標準準拠システム以外のシステム（以下「標準準拠システム等」という。）に対し、データ要件の標準に規定されたデータ項目を、データ連携するための要件（(a)どのような場合に、(b)どのデータを、(c)どの標準準拠システム等に対

し、どのように提供（Output）又は照会（Input）するかについての要件）と
そのためのデータ連携機能の標準である。

標準準拠システムは、連携要件の標準に定めるとおり、システムを実装しな
ければならない。

ただし、事業者が複数の標準化対象事務に係る標準準拠システムを、1つの
パッケージとして一体的に提供する場合においては、当該パッケージ内におけ
るデータ連携については当該事業者の責任において対応することとし、必ずし
も、データ連携機能の要件に定めるとおり、データ連携機能を実装する必要は
ない。

(4) データ要件・連携要件の標準の効果

① 連携や移行の円滑化

標準準拠システムがデータ要件・連携要件の標準に適合することにより、
連携やデータ移行が円滑化し、庁内外のデータ連携がより容易となるととも
に、地方公共団体が、性能・コスト等によりすぐれた標準準拠システムを提
供する事業者に、自由に変更できる環境を実現する。

② 拡張性の向上

標準準拠システムがデータ要件・連携要件の標準に適合することにより、
標準化されたデータの取り込みに対応したアプリケーションに対して連携
することを迅速かつ円滑に行える拡張性を有することとなる。

③ 標準準拠システムの保証（適合確認）

データ要件・連携要件の標準を作成することにより、基幹業務システムが
標準化基準に適合しているかどうかの確認を、データの観点から保証できる
環境を実現する。

1.2 データ要件・連携要件の標準の対象範囲

(1) 対象範囲

データ要件・連携要件の標準に適合しなければならないシステムの対象は、
標準化法第2条第1項に規定する標準化対象事務に係る基幹業務システムで
ある。

具体的には、児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金に係る基幹業務システムが対象となる。

なお、固定資産税、個人住民税、法人住民税及び軽自動車税に係る基幹業務システムについては、これらに関する収納管理及び滞納管理に係る基幹業務システムを含む。

また、サブユニット（基本方針 5.1.1.2 に規定するサブユニットをいう。以下同じ。）については、サブユニット単位で、データ要件・連携要件の標準に適合する必要がある。

具体的には、選挙人名簿管理事務における選挙人名簿管理サブユニット、期日前・不在者投票管理サブユニット、在外選挙管理サブユニット及び当日投票管理サブユニットが対象となる。

(2) 機能標準化基準との関係

データ要件・連携要件の標準は、機能標準化基準を実現するために必要不可欠なものであることから、各標準化対象事務の機能標準化基準との整合性を確保しなければならない。

具体的には、次のとおりである。

① データ要件の標準と各標準化対象事務の機能標準化基準との関係

データ要件の標準において規定されているデータ項目は、各機能要件の標準において当該データを利用することとしている機能の機能 ID 等が必ずリンクしている。

各機能要件の標準の「管理項目」において規定されているデータ項目は、標準準拠システムの実装において必ず保持すべきデータ項目であり、データ要件の標準と整合性を確保するため、データ要件の標準においても必ず規定している。

② 連携要件の標準と各標準化対象事務の機能標準化基準との関係

連携要件の標準において規定されている連携機能は、各標準化対象事務の機能標準化基準において、どの事務の標準準拠システムからどの事務の標準

標準準拠システム等に対し、どのような連携がされるかについて、具体的に記載されており、必ずリンクしている。

(3) 標準準拠システム以外のシステムとの関係

標準準拠システムと情報連携する標準準拠システム以外のシステムには、標準化対象外の事務を実現するためのシステム（独自施策システムや外部システム等）や標準化対象外機能（明示的に標準化の対象外としている施策に係る機能）等を実現するためのシステムがある。

これらのシステムと標準準拠システムとの関係は、次のとおりである。

① 標準準拠システム以外のシステム（外部システムを除く。）との関係

標準準拠システム以外のシステム（外部システムを除く。以下①において同じ。）は、標準準拠システムと情報連携する場合には、原則、標準準拠システムとは別のシステムとして疎結合する形で構築することになる。

この場合、標準準拠システムと標準準拠システム以外のシステムとの間の連携については、「3.3 独自施策システム等連携仕様」のとおりとする。

② 外部システムとの関係

標準準拠システムと外部システムとの連携に当たっては、標準準拠システムのデータ要件・連携要件に関する標準化基準との整合性を確保しなければならない。

具体的には、連携要件の標準において、次のとおり規定する。

- (a) 当該外部システムにおいて、統一的なインターフェース仕様がある場合は、連携するデータ及び連携のためのインターフェースについては、「(連携する)外部システムに係る接続仕様書によること」と規定する。
- (b) 当該外部システムにおいて、統一的なインターフェース仕様がない場合は、「連携するデータ項目は、基本データリストに規定するデータ項目の範囲内で対応すること」と規定する。

第2章 データ要件の標準について

2.1 データ要件の標準について

データ要件の標準は、(a)データリスト、(b)文字要件及び(c)データモデルで構成される。

さらに、(a)データリストは「基本データリスト」と「共用データリスト」で構成される。

標準準拠システムは、基本データリストに規定される全てのデータ項目を、当該データ項目に対応する属性（データ型及び桁数）及び(b)文字要件に従って、基本データリストに規定するグループを単位にして、任意のタイミングで入出力（外部ファイル）することができるようにしなければならない。

(c)データモデルは、データベースの実装を規定する標準仕様としてではなく、基本データリストのグループ間の関連を俯瞰して捉えられるようにするため論理レベルで整理したものであり、参考資料として位置づける。

2.2 データリスト

2.2.1 基本データリスト

(1) 作成方針

基本データリストとは、標準化法における標準化対象事務ごとに、当該事務に係る機能標準化基準を実現するために必要なデータ項目及び属性（以下「データ項目等」という。）に係る標準を規定するものであり、(a) 本体と (b) コード一覧で構成される。

基本データリストを作成又は更新する際には、次の点を遵守する。

- ① 基本データリストのデータ項目は、機能標準化基準において当該データ項目を利用することとしている機能 ID 等と必ずリンクさせる。
- ② 機能標準化基準の「管理項目」において規定されているデータ項目は、標準準拠システムの実装において必ず保持すべきデータ項目であり、基本データリストにおいて必ず規定する。
- ③ 多様な主体との連携をしやすいするため、デジタル庁が定める「政府相互運用性フレームワーク（GIF：Government Interoperability Framework）」など、国際標準や国が定める各種標準と整合性を確保する。
- ④ 基本データリストにおける重複や不整合（語彙の揺れ等）を避けるため、必ず共用データリストを参照し、共用データリストに存在するデータ項目と同一の場合には、当該データ項目を利用する。

(2) 各カラムの説明

(a) 本体

① データ項目 ID

データ項目毎に一意に付与する ID であり、3 桁の業務 ID と 5 桁の項目コードを合わせた、合計 8 桁の ID である。

一度、付与したデータ項目 ID は変更しない。

機能標準化基準が変更されること等に伴い、データ項目を削除することと

なった場合、当該データ項目のデータ項目 ID は欠番とする。

新たにデータ項目を規定する場合、付与済みの項目コードの末番の次の番号から順に、新たなデータ項目 ID を付与することとする。

② データ項目

データ項目の名称である。

グループの中でデータ項目の名称を一意に定められない場合には、「●●」_「△△」のように_で繋ぎ、記載を詳細化することで、名称を一意に定めることとする。

なお、「児童生徒_宛名番号」や「保護者_宛名番号」のように、基本データリストで規定する他のデータ項目（この場合は「宛名番号」）を含むデータ項目において、「宛名番号」が意味することは同一となる。

③ データ項目（ローマ字）

「② データ項目」のヘボン式ローマ字表記である。

「データ項目（ローマ字）」は当該項目が API 連携される際のフィールド名として規定する。

④ グループ_名称

標準化対象事務に従事する者にとって理解しやすく、意味のあるデータ項目のまとまりである「グループ」の名称である。

各標準化対象事務においてグループ名は一意に定めることとする。

⑤ グループ_主キー

グループの主キーとなるデータ項目のレコードに、○を記載している。

⑥ グループ_外部キー

他グループと関連付けるための外部キーとなるデータ項目のレコードに、○を記載している。

⑦ クラス分類（Lv1～Lv3）

標準化対象事務に従事する者にとっての理解を促すため、データ項目を3段階のクラスに分類（Lv1 を最上位、Lv3 を最下位とし、上位のクラスが、下位のクラスを包含する関係）している。

⑧ データ型

データ項目のデータ型として、「X：半角文字列、N：全角文字列、9：整数、9V：小数点付き実数、S9：符号付き整数、BLOB：画像、YEAR：年、DATE：日付、TIME：時刻」としている。

⑨ 桁数

データ項目の桁数※を規定している。

※「⑧ データ型」に応じたデータの最大桁数（バイト数ではない）

⑩ コード

データ項目の値について、類型化できるものについては、コード化し、コードのカラムに、コード一覧の番号（コードID）を記載している。

データ項目の値について、類型化できないものについては、コード化しておらず、コードのカラムは空欄である。

⑪ 繰り返し

データ項目の値が2個以上必要と考えられるが、機能標準化基準では個数が規定されていない項目について、最大個数を記載している。

⑫ データ出力条件

(A) 「⑩ 実装類型」が「必須」となっているデータ項目の値について次のとおりとする。

- ・データ出力条件が「必須」の場合は、nullで出力することを許容せず、必ず値を保持しなければならない。
- ・データ出力条件が「条件付き必須」の場合であって、「⑭ 項目説明」のカラムにおいて「※※」として記載された条件に当てはまるときは、必ず値を保持しなければならない。
- ・データ出力条件が「任意」の場合は、nullで出力することを許容する。

(B) 「⑩ 実装類型」が「任意」となっているデータ項目の値について次のとおりとする。

(B-1) 当該データ項目に関連する機能を実装する場合は、(A)に準じて出力する。

(B-2) 当該データ項目に関連する機能を実装しない場合は、

- ・当該データ項目が属するグループに規定される全てのデータ項目の「⑩ 実装類型」が「任意」となっている場合：出力不要
- ・それ以外の場合：nullで出力する。

なお、当該データ項目に関連する機能を実装しない場合においても、当該データ項目を保持する場合は、当該データ項目を(A)に準じて出力する。

⑬ 項目定義

データ項目について、どのようなデータ項目であるかを記載している。

⑭ 項目説明

データ項目について、準拠する標準・規格、入力に関するルールなどを記載している。

⑮ 標準仕様書関連箇所

データ項目について、機能標準化基準における関連箇所を記載している。

⑯ 実装類型

データ項目が、「⑮ 標準仕様書関連箇所」に記載する機能標準化基準の実装類型が「実装必須機能」であれば「○」と規定し、同実装類型が「標準オプション機能」であれば空白としている。

⑰ サンプル値

データ項目に保持される値のサンプルを記載している。

⑱ 備考

データ項目の改廃、名称の変更があった場合などの改定履歴等を記載している。

なお、一つのデータ項目において複数の改定履歴がある場合は、改定した順番に改定履歴を記載する。

例)

- ・○○標準仕様書の改定(1.0版→2.0版)に伴い、○○を追加(○年○月○日)
- ・○○標準仕様書の改定(2.0版→3.0版)に伴い、○○を修正(○年 ○月○日)

(b) コード一覧

コード一覧は、次の2種類がある。

- I コード一覧（連携）：各標準化対象業務間で共通的に使われるコード
- II コード一覧（個別）：各標準化対象事務内において共通するコード

① コード ID

コード一覧（連携）及びコード一覧（個別）に規定するコードに一意に付与する3桁のIDである。

なお、「999」と規定したものは、地方公共団体が任意に規定するコードを用いる場合（住民情報_行政区コードなど）のコードである。

② コード名

当該コードの名称である。

③ コード値

コードの値である。

コード値を変更する場合には、他のコード値の順番を変更するような追加・修正・削除は回避する。

仮に、既存の順番を変更する等の大幅な変更をする必要がある場合は、地方公共団体や事業者に対し、当該変更に係る十分な周知等を行う。

④ コード値の内容

「③コード値」で規定する各値が示す内容である。

⑤ 備考

コード値やコード値の内容を引用している場合の引用元など、当該コードを補足する事項を記載する。

2.2.2 共用データリスト

(1) 作成方針

共用データリストは、各標準化対象事務の基本データリストに規定するデータ項目のうち、他の標準化対象事務の標準準拠システムにおいても利用するデータ項目等について、重複や語彙の揺れ等の不整合が生じることなく、データリスト全体として統一的に取り扱うために整理するものであり、(a) 本体と(b)コード一覧で構成される。

共用データリストを効率的に運用管理するため、基本データリストを作成又は更新する場合、共用データリストに位置づけられるデータ項目の有無や、共用データリストから除くデータ項目の有無を必ず確認することとする。

(2) 各カラムの説明

(a) 本体

① 共用データリスト連番

共用データリストにおいて、データ項目毎に一意に付与する連番である。

② データ提供基幹業務システム名

当該データ項目の抽出元の基幹業務システム名を記載している。

③ データ項目 ID～⑳ 備考の定義

「2.2.1 基本データリスト (2) 各カラムの説明」に記載の①データ項目 ID～⑱ 備考の定義と同じ。

(b) コード一覧

コード一覧 (共通) : 全国的に統一的なコード (市区町村コード、金融機関コードなど)

2.3 文字要件

(1) 文字セット、文字コード

各標準準拠システムが保持するデータの文字セットは JIS X 0213:2012、文字コードは JIS X 0221:2020 とする。

ただし、戸籍システム及び戸籍附票システムの氏名、本籍、筆頭者及び住所/方書（左記の情報を基に記録される他の項目も含む。）については、文字情報基盤として整備された文字セット（(3)に規定する「文字情報基盤として整備された文字セット」をいう。以下同じ。）を保持する。なお、従来の文字セットを、文字情報基盤として整備された文字セットと対応させて保持することは、経過措置として、当分の間、可能とする。

住民記録システム及び印鑑登録システムの氏名等（氏名/旧氏/通称、世帯主の氏名、住所/方書、本籍及び筆頭者（左記の情報を基に記録される他の項目も含む。）をいう。以下同じ。）については、文字情報基盤として整備された文字セットを保持する。なお、文字情報基盤として整備された文字セットを、従来の文字セットと対応させて保持することは、経過措置として、当分の間、可能とする。

戸籍・住記等システム（戸籍システム、戸籍附票システム、住民記録システム及び印鑑登録システムをいう。以下同じ。）以外の標準準拠システムの氏名等については、保持するデータの文字セットは JIS X 0213:2012、文字コードは JIS X 0221:2020 とする。ただし、住民に対して発行する証明書等に記載する氏名等について、文字情報基盤として整備された文字を表記する必要があるとデジタル庁が認める場合においては、氏名等に係る文字情報基盤として整備された文字と JIS X 0213:2012 へ縮退された文字を一意に変換して表示すること。

氏名等について、文字情報基盤として整備された文字から JIS X 0213:2012 の文字への縮退は、デジタル庁が MJ 縮退マップを改良して作成した自治体用縮退マップを用いて行う。ただし、縮退した文字について、本人が希望する場合には、自治体用縮退マップにより縮退した文字とは異なる JIS X 0213:2012 の文字とすることができる。

デジタル庁は、総務省及び法務省の協力の下、文字変換機能（氏名等に係る

文字情報基盤として整備された文字と JIS X 0213:2012 へ縮退された文字との変換とを一意に変換する機能をいう。以下同じ。)を含め文字環境を整備し、全体としてより効率的なシステム構築や運用を行うための取組に積極的に協力をする事業者や市区町村と段階的に実証することとする。

戸籍・住記等システム間において氏名等を情報連携する場合には、文字情報基盤として整備された文字とする。

住民記録システムと戸籍・住記等システム以外の標準準拠システムとの間において氏名等を情報連携する場合や、戸籍・住記等システム以外の標準準拠システム間において氏名等を情報連携する場合は、JIS X 0213:2012 の文字とする。

氏名等について文字情報基盤として整備された文字を利用する場合の文字フォントは、IPAmj 明朝フォント (Ver. 006. 01 : 最新) とするが、英数字について等幅間隔で管理できるように、英数字以外の文字が IPAmj 明朝フォントの字形を変えず、かつ、IPAmj 明朝フォントのライセンスの範囲内で「IPAmj 明朝フォントの一部を改変した等幅フォント」を採用してもよい。

また、氏名等以外の文字フォントは、任意とする。

(2) 文字符号化方式

各標準準拠システム間の連携のための符号化方式については、UTF-8 とする。

なお、標準準拠システム内の符号化方式は UTF-8 または UTF-16 とする。

(3) 外字の取扱い

標準準拠システムを導入する前に地方公共団体がそれぞれ独自に作成した文字、いわゆる「外字」については、戸籍システムにおいて当該「外字」を文字情報基盤として整備された文字と同定した文字を利用することにより、他の標準準拠システムは、当該「外字」を利用しない。仮に、「外字」を文字情報基盤の文字と同定する取組みを行った上でも、なお「外字」を利用せざるを得ない場合においては、戸籍システムにおいて文字情報基盤の文字とは別の文字コード (デジタル庁が指定したものに限る。以下同じ) に対応さ

せたものを利用することにより、他の標準準拠システムは、当該「外字」を利用しない*。

文字情報基盤の文字セット及び文字情報基盤の文字とは別の文字セットを合わせた文字セット（以下「文字情報基盤として整備された文字セット」という。）については、デジタル庁が法務省と協力して整備する。

標準準拠システムの導入後においては、文字情報基盤として整備された文字セットを活用することとし、標準準拠システムは、新たに「外字」を発生させない。

- * 「外字」には様々な定義があるが、ここでは、「使用するシステムに標準で搭載されず、特別に追加で作られた文字であって、ユーザが独自に設定するため基幹業務システム間での交換はできないもの」と考えており、「外字」を、別の文字コード（デジタル庁が指定したものに限る。）に対応をさせ、基幹業務システム間で交換できる形にすることによって、「外字」ではなくなる、という整理をしたもの。

2.4 データモデル (ER 図)

地方公共団体、事業者及び制度所管府省の職員が、基本データリストのグループ間の関連を俯瞰して捉えられるようにするための論理モデルとして、ER 図を示している。

具体的には、基本データリストのデータ項目の「グループ」、「グループ_主キー」及び「グループ_外部キー」を用いてグループ間の関連性を整理している。

第3章 連携要件の標準について

3.1 連携要件の標準について

連携要件の標準は、(a)機能別連携仕様、(b)独自施策システム等連携仕様、及び(c)連携技術仕様で構成される。

各標準準拠システムは、(a)機能別連携仕様及び(b)独自施策システム等連携仕様が規定するデータ連携の要件を実現するため、(c)連携技術仕様に規定された仕様に沿ったデータ連携機能を実装する必要がある。

ただし、事業者が複数の標準化対象事務に係る標準準拠システムを、1つのパッケージとして一体的に提供する場合(※)においては、当該パッケージ内におけるデータ連携については当該事業者の責任において対応することとし、必ずしも、(c)連携技術仕様に定めるとおり、データ連携機能を実装する必要はない。

※ 「1つのパッケージとして一体的に提供する場合」とは、例えば、いわゆるオールインワンパッケージのように、自社の製品と他事業者の製品を組み合わせることで自社の1つのパッケージ製品として提供する場合をいう。

なお、当該パッケージとして一体的に提供される標準準拠システムと、パッケージとして提供されていない標準準拠システムとの間の連携については、(a)機能別連携仕様が規定するデータ連携の要件を実現するため、(c)連携技術仕様に定めるとおり、データ連携機能を実装する必要があるため、留意する。

また、複数の標準化対象事務に係る標準準拠システムに段階的に移行する場合においては、各団体における移行方法を踏まえ、円滑な移行を進める上で合理的に説明し得る範囲及び期間内で、必ずしも、連携要件の標準に適合する必要はない。

3.2 機能別連携仕様

(1) 作成方針

機能別連携仕様とは、標準準拠システムが機能標準化基準を実現するため、標準化対象事務ごとに、機能標準化基準が規定する連携に関するデータ連携の要件（(a)どのような場合に、(b)どのデータを、(c)どの標準準拠システム等に対し、どのように提供（Output）又は照会（Input）するか）についての標準を定めたものである。

機能別連携仕様を作成又は更新する際には、次の点を遵守する。

- ① データ連携の要件は、機能標準化基準が規定する連携に関する機能の機能 ID 等とリンクさせる。
- ② データ連携の対象とするデータ（(b)対象データ（「どのデータを」））は、共用データリストに規定するデータ項目を使用する。
- ③ 1の標準化対象事務に係る標準準拠システムが複数の標準化対象事務に係る標準準拠システム等に対して提供（Output）するデータ連携（例：住民記録システムから住民情報を・・・システムに提供・・・）の要件を規定する場合は、データ連携の対象とするデータ（(b)対象データ（「どのデータが」））は、全ての提供先に提供（Output）するデータ項目の総和を規定する。

(2) 各カラムの説明

(a) 連携機能（「どのような場合に」）

① 連携 ID

機能別連携仕様において、連携機能毎に一意に付与する ID であり、3桁の業務 ID と 3桁の機能コードを合わせた、合計 6桁の ID である。

連携 ID は「③ 連携機能名 Lv1」ごとに付与し、「④ 連携機能名 Lv2」は連携 ID を基にして、枝番により管理する。

② 標準仕様書関連箇所

連携機能について、機能標準化基準における関連箇所を記載している。

③ 連携機能名 Lv1

連携のコストを抑えるため、「④ 連携機能名 Lv2」のうち、連携する情報が同一である又はそれらに含まれるものであるものを、1つのグループとしてまとめたものの名称である。

④ 連携機能名 Lv2

機能標準化基準が規定するデータ連携に関する機能について、連携元、連携先、連携のタイミング/連携する情報及び連携方法（照会／提供）ごとに最小単位で分解した連携機能の名称である。

⑤ 機能説明

連携機能について、①連携元、②連携先、③連携のタイミング・連携する情報、④連携方法（照会/提供）を説明したものである。

⑥ 必須/任意

機能標準化基準において当該連携機能の実装が必須か任意かを示すものである。

機能標準化基準において、「実装必須機能」と規定されている場合は「必須」、「標準オプション機能」として規定されている場合は「任意」と記載する。

(b) 対象データ（「どのデータを」）

⑦ データ集合名

連携機能 Lv1 でデータ連携する対象となるデータ項目のまとまりの名称を示す。

⑧ データ項目 ID

「⑦データ集合名」に含まれる個々のデータ項目を一意に特定する ID であり、基本データリスト及び共用データリストのデータ項目 ID と一致する。

⑨ データ項目名

データ集合に含まれる個々のデータ項目の名称であり、基本データリスト及び共用データリストのデータ項目名と一致する。

⑩ 備考

外部システムとのデータ連携において、既存のインターフェース仕様による場合には、その旨を記載する。この場合において、⑦～⑨については規定せず、「—」と記載する。

(c) 連携方法（「どの標準準拠システム等に対し、どのように提供（Output）又は照会（Input）を行うか」）

⑪ リアル連携

連携機能毎の連携タイミングを示すものである。当該コラムに「○」が記載されている場合は、API 連携を行うこととする。

提供（Output）の連携機能に「○」の記載がある場合は、直ちに連携対象のデータ項目のデータを提供（PUSH）することを示し、照会（Input）の連携機能に「○」の記載がある場合は、直ちに照会先のデータ項目のデータを取り込む（PULL）ことを示している。

なお、「○」の記載がない当該連携機能の連携タイミングについては、機能要件の標準の規定に従うこととし、機能要件の標準に規定のないときは任意とする。

⑫ ファイル連携

業務上、大量のデータを一度にデータ連携する必要がある連携機能は、API 連携ではなく、ファイル連携を行うこととし、「○」を記載している。

⑬ 連携先・連携方向

連携機能 Lv1 毎に、連携先の標準準拠システム等と、その連携の方向を示すものである。

標準準拠システムが連携先の標準準拠システム等へデータを渡す場合は、連携先の標準準拠システム等のコラムに、提供（Output）を意味する「O」を記載する。

また、標準準拠システムが連携先の標準準拠システム等からデータを受け取る場合は、連携先の標準準拠システム等のコラムに、連携するデータ項目ごとに、照会（Input）を意味する「I」を記載する。

3.3 独自施策システム等連携仕様

標準準拠システム以外のシステム（独自施策システム等）のうち、当該標準準拠システムを利用する地方公共団体が標準準拠システムとのデータ連携を認めるもの（以下「連携対象システム」という。）とのデータ連携については、次のとおりとする。

ただし、標準準拠システムと連携対象システムを同一のパッケージとして事業者が提供している場合には、その最も適切なあり方を事業者と地方公共団体で協議していくことを前提に、当分の間、経過措置として、パッケージの提供事業者の責任において標準準拠システムと連携対象システムとの連携を行うことを可能とする。

- (1) 連携対象システムは、標準準拠システムの機能別連携仕様において API 連携により提供することとしているデータ項目のデータを、受け取ることができる。
- (2) 標準準拠システムは、連携対象システムから、機能別連携仕様において API 連携により受け取ることとしているデータ項目のデータのうち地方公共団体が認めるものを、API 連携により受け取ることができる。
- (3) 連携対象システムが、基本データリストに規定するデータ項目のうち、機能別連携仕様において API 連携により受け取ることとしているデータ項目以外のデータが必要な場合、標準準拠システムは、当該データ項目のデータをファイル出力して、連携対象システムにおいて利用することができる。なお、当該データ項目が多く地方公共団体において API 連携する必要があることが明らかになった場合には、API 連携が可能なように、本仕様書に規定する。
- (4) 標準準拠システムが、基本データリストに規定するデータ項目のうち、機能別連携仕様において API 連携により受け取ることとしているデータ項目以外のデータを受け取ることが必要な場合、標準準拠システムは、連携対象システムから、必要なデータ項目のデータを、ファイル連携により受け取ることができる。なお、当該データ項目のデータが多く地方公共団体において API 連携する必要があることが明らかになった場合には、API 連携が可能なように、本仕様書に規定する。

3.4 連携技術仕様

機能別連携仕様が規定するデータ連携は、「ファイル連携」のカラムに「○」がない連携については「RESTによる公開用API連携」とし、「ファイル連携」のカラムに「○」がある連携については、「ファイル連携」とする。

(1) RESTによる公開用API連携

提供側の標準準拠システムは、提供する全ての機能別連携仕様(Output)に規定するデータ又は独自施策システム等連携仕様に規定するデータを、公開用APIによって公開する。

照会側の標準準拠システムは、当該標準準拠システムにおける機能別連携仕様(Input)に応じた、照会先の標準準拠システムの公開用APIを呼び出し、データを取り込む。

(2) ファイル連携

提供側の標準準拠システムは、別に指定するフォルダに、提供するデータを保存したファイルを格納する。

照会側の標準準拠システムは、別に指定するフォルダに照会するデータを取りに行く。

なお、(1)及び(2)に関する詳細な技術仕様については、「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書【第1.0版】」に別途提示する。

第4章 データ要件・連携要件の標準の運用について

4.1 適合確認について

標準化法第8条第1項において、「地方公共団体情報システムは、標準化基準に適合するものでなければならない」とされていることから、地方公共団体情報システムの調達を行う地方公共団体が、当該システムの適合性について一義的に責任を有していると解される。

他方、標準化法第9条第1項において、地方公共団体は地方公共団体情報システムが標準化基準に適合しているかどうかの確認を行い、国は、当該確認を地方公共団体が円滑に実施できるようにするために必要な措置を講ずるものとされていることから、データ要件・連携要件の標準の適合性確認を十分に担保しつつ、地方公共団体の負担軽減を図る観点から、次のとおり、適合性確認を行う。

4.1.1 適合確認の流れ

デジタル庁は、アプリケーション開発事業者（以下「事業者」という。）が開発した標準化対象事務に係るシステム（以下「対象システム」という。）について、事業者からの申請に基づき、ダミーデータ等を使用して、ガバメントクラウド上に構築された適合確認ツールにより適合確認試験を実施する。

適合確認試験に合格した対象システム（以下「適合システム」という。）は、データ要件・連携要件の標準に適合すると推定し、ガバメントクラウド上で提供することができることとする。

地方公共団体は、適合システムの調達にあたり、自団体のデータ等を使用して、本番環境での適合確認試験を含む移行テスト等を実施する。

地方公共団体は、当該移行テスト等が問題なく実施できた場合には、データ要件・連携要件の標準への適合が確認された標準準拠システムとして利用を開始する。

仮に、当該移行テスト等で不具合等が確認された場合、地方公共団体は、不具合等の内容をデジタル庁に報告するとともに、事業者は、不具合等がでないよう、対象システムを改修し、デジタル庁に対し、適合確認試験の再申請を行う。

なお、デジタル庁は、公平かつ効率的に適合確認試験を実施するため、デジタ

ル序ウェブサイト上に、支援ツールで確認する項目や確認内容を明示するほか、適合確認試験時と同様の支援ツールを掲載し、事業者が任意のタイミングで対象システムの適合確認を実施できるようにする。

4.1.2 データ要件の適合確認

基本データリストにおけるデータ項目のうち、対象システムが入力又は出力する以下の項目について、対象システムが保持するデータを基本データリストで規定する「グループ」単位で出力し、基本データリストと適合していることを確認する。

- (1)項目 ID
- (2)データ項目（ローマ字）
- (3)データ型
- (4)桁数
- (5)コード
- (6)繰り返し
- (7)データ出力条件

4.1.3 連携要件の適合確認

機能別連携仕様に規定する対象データのうち、対象システムが他の標準準拠システムへ提供（Output）するデータ項目について、適合確認ツールから対象システムへ、機能別連携仕様に規定する「連携 ID」単位で「REST による公開用 API 連携」で連携し、対象システムから適合確認ツールに、データを提供（Output）できることを確認する。

4.2 維持運用について

維持運用は、基本方針 5.2 に従い、次のとおり行う。

- (1) 制度所管府省は、標準化対象事務について制度改正（法令改正・BPR 等）を行う場合には、デジタル庁と協議をし、制度改正の施行に十分に間に合うように、スケジュールを策定する。
- (2) 制度所管府省は、機能標準化基準において、必要なデータのインプット・アウトプットを明確に規定する。
- (3) デジタル庁は、既存のデータ要件・連携要件の標準との整合性を図りながら、必要なデータ要件・連携要件の標準の改定案を作成し、全国意見照会を経て改定を行う。
- (4) デジタル庁は、データ要件・連携要件の標準の改定に併せて、適合確認ツール等について必要なデータ等をセットし、適合確認ツールを用いた適合確認が実施できるよう環境を整備するとともに、必要に応じて、適合確認の方法についても見直しを行い、適合確認ツールの改定を行う。